

国指定仙台海浜鳥獣保護区の変更について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 28 条第 4 項の規定に基づき、法第 28 条第 2 項の規定により変更しようとする鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

1. 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

仙台海浜鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町

(3) 鳥獣保護区の存続期間

令和 9 年 4 月 1 日から 19 年 7 ヶ月間

2. 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地となっている。塩性植物群落及び湿性

植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、蒲生干潟では「環境省第5次レッドリスト」において絶滅危惧Ⅱ類に選定されているコクガン（国指定天然記念物）が越冬し、周辺の海岸地域では、猛禽類のミサゴ、準絶滅危惧のオオタカ、絶滅危惧ⅠB類のチュウヒ、準絶滅危惧のハヤブサ等が確認されている。

このように、当該区域は、多様な水辺環境を反映して、多種多数の渡り鳥の中継地及び越冬地として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始め多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。